

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の ネーミングライツ協賛スポンサー募集要項

1 募集の趣旨

おおいた動物愛護センターは、動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を図り、人と動物が共生する社会づくりに資することを目的として、平成31年2月に設置されました。敷地内にあるドッグラン及び多目的広場は、平時は人と犬が交流する場やイベントの開催場所として使用するほか、災害発生時には放浪動物の一時収容スペースとしても活用されます。

施設の更なる魅力向上と有効活用を図るとともに、県民に親しまれ、ともに歩んでいただける施設となるよう、ネーミングライツ協賛スポンサー（以下、「協賛スポンサー」という）を下記により募集します。

2 募集対象

(1) 対象施設

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場（以下、「ドッグラン等」という）

(2) 所在地

大分市大字廻栖野3231番地47

3 ネーミングライツの範囲

- (1) ドッグラン等の協賛スポンサーであることを自社のホームページや出版物等に掲載することができます。
- (2) 愛称を記載した看板、案内板等を設置することができます。
- (3) おおいた動物愛護センターのホームページ、パンフレット等に愛称を記載します。

4 募集の期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月9日（金）17時00分まで

5 募集の概要

(1) 契約期間

令和8年4月1日から3年以上

※ 契約期間満了後、協賛スポンサーが継続して契約する意向がある場合は、他者に優先して県と交渉できる優先交渉権があります。

(2) ネーミングライツ料

50万円/年（消費税相当額込み）程度

※ なお、動物愛護センターまたはドッグラン等の運営に必要なかつ金額換算できるもの（製品等の提供）についても、ネーミングライツ料とみなすことができます。ただし、製品等の設置により別途費用が必要となる場合は、その費用は協賛スポンサーに負担していただくことを条件とします。

(3) 付与する愛称

募集の趣旨に沿って、ドッグラン等のネーミングライツにふさわしいものとします。ただし、以下の点に留意してください。

ア 公共施設の愛称として県民から受け入れられ、また、浸透しやすいものとします。なお、愛称の最後に、ドッグランについては必ず「ドッグラン」を、多目的広場については「広場」をつけてください。

例：〇〇ドッグラン、〇〇おおいたドッグラン、〇〇広場、〇〇ふれあい広場

イ 契約期間内の愛称変更はできません。

(4) 応募資格

法人その他の団体をご応募いただけます。ただし、以下の項目に該当するものを除きます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの

オ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

カ 国税又は地方税を滞納しているもの

キ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの

6 役割及び費用負担

大分県と協賛スポンサーの役割及び費用負担は、下記のとおりとします。

区分	大分県	協賛スポンサー
サイン工事		○※
看板等の補修		○※
契約期間終了後の原状回復		○※
大分県が作成するホームページ、パンフレット等の表示変更	○	

※ ネーミングライツ料とは別に、必要な費用をご負担ください。

7 応募企業との協議

(1) パートナースhip事業に関する調整

協賛スポンサーと連携した地域貢献・動物愛護管理推進事業（パートナースhip事業）については、希望される事業に必要な経費と希望された年額とを相互調整のうえ、実施の概要を決定することになります。

(2) 愛称変更に伴うサイン工事

サイン表示に係る工事の施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、県及び施設管理者と協議のうえ決定します。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ協賛スポンサー応募用紙
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑤ 各種納税証明書（直近1年分）

※ その他県が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出場所及び方法

郵送またはご持参により、「13 お問い合わせ先」あて提出してください。ご持参の場合は、月曜日から金曜日（ただし、祝日を除く）の午前8時30分から正午まで、または午後1時から5時までにお越しください。

9 選定の方法

選定委員会を設置のうえ、前5に定めた事項の内容のほか、前7に定める協議内容や企業活動の概要などを、総合的に判断して決定します。

10 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定した協賛スポンサーを大分県ホームページ等で公表します。

11 愛称使用開始時期

令和8年4月1日

12 その他

(1) 個人情報の取扱いに関するご案内

前8に伴い収集した個人情報は、協賛スポンサー選定のために使用する以外の目的で使用することはありません。

(2) 大分県情報公開条例に関するご案内

この要項に定めるところにより発生した書面等は、大分県情報公開条例に基づき、原則として開示対象となります。

13 お問い合わせ先

前8に定める書類の提出先及びこの要項に定める事項のお問い合わせは、下記のとおりです。

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部食品・生活衛生課 生活衛生班 担当 江川・國政

（県庁代表）097-536-1111 内線 3054、3053 （直通）097-506-3054

(ネーミングライツ協賛スポンサー応募用紙)

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地 _____

会社名称 _____

代表者名 _____ 印

下記のとおり、おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場のネーミングライツ協賛スポンサーに応募します。

記

1 希望期間 _____年 (_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日)

2 希望額 _____円/年間 (消費税相当額別)

3 希望愛称 (対象施設名) (愛称)

① ドッグラン _____ドッグラン

② 多目的広場 _____広場

4 希望事項

※ 県との協働事業 (パートナーシップ事業) など希望事項を簡単な記述で記載してください。

※ なお、希望事項は、必要な経費と希望金額とを相互調整のうえ、別途協議とさせていただきます。

5 問い合わせ先

担当部署 _____

担当役職 _____

担当者名 _____

連絡先 _____